

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（特別簡易型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・週休2日工事（発注者指定型）
- ・労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・資材価格の変動に対する特例措置対象工事
- ・積算疑義申立対象工事
- ・営業所技術者等の兼務の緩和対象工事

令和8年10月26日

島根県松江県土整備事務所長 中村 壽浩

記

- 1 担当部局 島根県松江県土整備事務所 業務部契約業務課 TEL 0852-32-5721
維持管理部維持第一課 TEL 0852-32-5732
ただし、「6 総合評価に関する事項」に限る
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地1

2 入札に付する事項

工事名	(一) 講武古江線（上講武工区） 県単舗装整備工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	施工延長 L=326m オーバーレイ工（表層工）A=2,370m ² 区画線工 L=980m
工事場所	島根県松江市鹿島町上講武		
予定工期	令和9年2月22日		
予定価格	15,552,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 3回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 (契約後の変更は不可)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		
低価格落札者との契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。		

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7・8年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工 事 種 別	維持修繕工事	格付又は 総合点数	A等級及びB等級
建設工事 の種類	舗装工事		
許 可 業 種	舗装工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	<p>舗装工事の格付がA等級の者にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を島根県内に有し、かつ、建設業法に規定する営業所を松江県土整備事務所管内に有すること。</p> <p>舗装工事の格付がB等級の者にあつては建設業法に規定する主たる営業所を松江県土整備事務所管内に有すること。</p>		
工事実績等	<p>ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社含む）又は島根県の市町村 ・建設工事の種類：舗装工事 ・実績の内容：1契約で最終数量1,100m²以上のオーバーレイ工（路面切削を伴うオーバーレイ工も含む） <p>※実績は、平成23年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※工事が、島根県総務部、農林水産部及び土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。</p> <p>※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和7年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。</p> <p>ウ 島根県土木部等発注工事のうち、令和7年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績はないが、令和6年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。</p> <p>※上記イ、ウについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ・工事が1件の場合には、この工事成績評定点により判断する。 ・元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として契約した工事を対象とする。 <p>エ 令和7年度及び令和8年度の入札公告日前日までに完了した島根県土木部等発注工</p>		

	<p>事又は令和 7 年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が 70 点以上であること。</p>
配置技術者	<p>ア 配置技術者は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。</p> <p>イ 配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。</p> <p>ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3 人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。</p> <p>なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</p> <p>エ 資格確認資料提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和 8 年 1 月 24 日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。</p> <p>また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。</p> <p>オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。</p> <p>他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。</p> <p>カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡、出産、育児、退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。</p> <p>落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。</p> <p>キ 本工事は建設業法第 26 条の 5 の規定（営業所技術者等の兼務の緩和）の適用を認める工事であり、その運用については、「営業所技術者等の兼務の緩和の適用を受ける監理技術者等に関する特記仕様書」による。</p> <p>本特記仕様書については、島根県の HP「現場技術者の兼務の特例に関する特記仕様書」に掲載する。</p> <p>URL :</p> <p>https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/tokureisiyousyo.html</p>

<p>低入札価格調査対象工事における配置技術者</p>	<p>ア 監理技術者または主任技術者が現場代理人を兼務することはできない。</p> <p>イ 本件工事の落札者が、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第16条第4号に該当する者である場合は配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（本件の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置しなければならない。</p> <p>ウ 配置予定技術者及び増員する技術者に専任特例1号、2号、営業所技術者等の兼務の緩和の適用を受ける監理技術者等を配置することは認めないものとする。</p> <p>エ 配置予定技術者及び増員する技術者は引き続き3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>（ウ）一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号））が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分～17時00分までなので、注意すること。（「資格確認資料」、「総合評価技術資料」「工事費内訳書」を添付する際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争参加資格に関する事項

（1）提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。（写しも可）

なお、資格確認資料はPDF形式とすること。

資格確認資料	<p>ア 以下の（ア）から（エ）の中から、記3「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。（ただし、（エ）の場合又は工事成績評定対象外の工事を除く）</p> <p>（ア）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る）</p> <p>（イ）竣工検査済証等、発注者が作成したもの</p> <p>（ウ）発注者が証明したもの（写しも可）</p> <p>※（ア）から（ウ）の複数資料の組み合わせも可</p> <p>（エ）技術管理課の収受印押印済の「舗装工事の工事实績証明書」の写し</p> <p>イ 配置技術者届（様式第1号）</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <p>（ア）記3「配置技術者」アに該当することがわかる以下の資料を添付すること。</p> <p>【建設業法第7条第2号イに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・実務経験証明書＋卒業証明書又は監理技術者資格者証 <p>【建設業法第7条第2号ロに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・実務経験証明書又は監理技術者資格者証 <p>【建設業法第7条第2号ハに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・資格が確認できる資料（資格証明書、監理技術者資格者証等） <p>※実務経験証明書は建設業の許可申請に準じて作成すること。</p> <p>（イ）技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（「所属会社の雇用証明書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証」等）</p> <p>（ウ）記3「配置技術者」エに該当する場合は、以下の資料をいずれか一つ添付すること。</p>
--------	--

	<p>【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コリンズの「登録内容確認書（写）」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表（コリンズ登録が無い場合に限る。） <p>【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 <p>ウ 業態調書（該当がない場合はその旨記載すること）</p> <p>エ 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する場合は特記仕様書による書類を提出すること。</p>
--	--

（２）資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和８年１１月１１日 ９時００分 ～ 令和８年１１月１３日 １６時００分
----------------	--------------------------------------

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

また、真にやむを得ない場合により配置予定技術者の変更又は差し替えをする場合、変更又は差し替え後の配置予定技術者は変更又は差し替え前の配置予定技術者と評価点が同等以上の者でなければならない。

（３）競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（ＰＰＩ）からダウンロードすること。

（４）競争参加資格の確認は、評価案を決定する時点で記１４「落札者の決定方法」に示す評価値の高い順に確認し、競争参加資格を満たしている者が１名確認できるまで行う。競争参加資格を確認した者のうち、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

６ 総合評価方式に関する事項

（１）評価項目及び配分点

評 価 項 目		配分点 (最大点)
企 業	１－①令和５～令和７年度に完成した工事成績評定点	５
	１－②平成２８年度から入札公告日前日までの同種工事の施工実績	２
	１－③過去５年間の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）	２
配置予定技術者	２－①資格	１
	２－②平成２８年度から入札公告日前日までの同種工事の施工経験	２
	２－③過去５年間の優秀建設技術者表彰	２
地 域 貢 献・ その他	３－①令和６・７年度連続の県との防災協定の締結実績	１
	３－②令和６・７年度のボランティア活動等への参加実績	１
	３－③令和６・７年度の県管理公共土木施設に関する維持管理業務 または海岸漂着物の回収業務の契約実績	２
	３－④令和６・７年度の県管理道路又は空港を含む除雪業務の 契約実績	２

加 算 点 の 合 計		2 0
その他（減点）	低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点	－ 5
	県内下請の使用義務付け違反	－ 1
	県内産資材の使用義務付け違反	－ 1

各評価項目に対する評価基準および加算点の計算方法は、入札説明書を参照すること。

（２）提出する書類

入札参加を希望する者が提出する資料は、入札情報サービス（ＰＰＩ）からダウンロードしたエクセル形式の電子ファイルにより作成し、ＰＤＦ形式の電子ファイルに変換した総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）とする。

技術資料は、電子調達システムにより記５の資格確認資料と同時に提出しなければならない。

また、技術資料の評価対象の内容を確認するため発注者が求めた証明書、図面等の添付資料は、ＰＤＦ形式の電子ファイルで提出しなければならない。

なお、技術資料提出にあたり作成したエクセル形式の電子ファイルの提出に協力すること

技術資料【ＰＤＦ形式】の内容	ア 技術資料表紙（様式－１） イ 企業の工事成績評定（様式－２） ウ 企業の同種工事の施工実績（様式－３） エ 企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）（様式－４） オ 配置予定技術者の資格（様式－５） カ 配置予定技術者の同種工事の施工経験（様式－６） キ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰（様式－７） ク 防災協定の締結実績（様式－８） ケ ボランティア活動等への参加実績（様式－９） コ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務 または海岸漂着物の回収業務の契約実績（様式－１０） サ 県管理道路又は空港を含む除雪業務の契約実績（様式－１１）
----------------	--

（３）技術資料の提出期間

技術資料の提出期間	令和８年１１月１１日 ９時００分 ～ 令和８年１１月１３日 １６時００分
-----------	--------------------------------------

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術資料等では発注者が適正に審査できないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して２日（休日を含まない。）以内に持参、ＦＡＸ、又はメールにより提出すること。（ただし、ＦＡＸ又はメールの着信確認をしなかった場合は不可）

なお、追加資料の再提出は認めない。

（４）総合評価方式の様式の入手方法

技術資料は入札情報サービス（ＰＰＩ）からダウンロードすること。

（５）技術資料に関する質問

技術資料に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年11月5日 12時00分
回 答	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

（6）技術資料に関するヒアリング

ヒアリングは行わない。

（7）技術資料の審査について

技術資料の審査は「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」に基づき行う。

7 設計図書等の閲覧

閲覧期間	公告の日～開札日以降30日間
閲覧場所	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年11月6日 12時00分
回 答	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

9 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

（1）入札書等提出期間

提出期間	令和8年11月12日 9時00分 ～ 令和8年11月13日 16時00分
添付書類	工事費内訳書（P D F形式とすること。）

（2）一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

（3）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

（1）入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

（2）入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

1 1 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札
- (3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札
- (4) 技術資料のうち「技術資料表紙」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」が未記載若しくは記載に誤りがある者、又は「技術資料表紙」を期日までに提出しない者がした入札
- (5) 「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されている者がした入札
- (6) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (7) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札
 - ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
 - イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
 - ウ 端数調整を行っているもの (ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。)
 - エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの(建築関連工事を除く。)
 - オ 値引き表示のあるもの
 - カ タテヨコ計算に違算があるもの (法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。)
 - キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。)のもの(建築関連工事を除く。)
- (8) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (10) 虚偽の申請書を提出した入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (12) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - カ 入札者の押印のない工事費内訳書

1.2 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 価格失格基準（調査基準価格の97%）を下回る者
- (2) 低入札要領に基づく数値的判断基準に適合しない者
- (3) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (4) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (5) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

1.3 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

日 時	令和8年11月24日 13時40分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

1.4 落札者の決定方法

総合評価の各評価項目得点合計（加算点という）に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$
--

予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者について競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

落札者の決定は、前記の総合評価後できるだけすみやかに行い、結果を公表する。

1.5 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年3月30日島根県告示第276号）に基づき入札結果等に関する書類を入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等を公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

なお、入札者は、自身の評価内容に限り説明を求めることができる。

説明を求める者は、入札結果等の公表をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、説明要求期限の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答する。

1 6 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また総合評価方式で落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②総合評価方式で落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

- (2) 説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

1 7 再苦情申立て

1 6（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話 0852-22-5185

1 8 低入札価格調査対象工事の取扱

本件工事が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事となった場合、次の事項による。

- (1) コンクリート構造物の適正な品質確保のため、次の規定により、非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定並びに非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。
- ・微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）
（平成20年3月5日付 技第666号）
 - ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）
（平成20年3月5日付 技第664号）
- (2) 島根県公共工事請負契約約款第45条に規定する契約不適合責任期間は工事目的物の引き渡しを受けた日から4年間とする。また、当該期間中は次の規定により、受注者において年1回現場調査を行い、施設管理者に報告するものとする。
- ・低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領
（令和2年3月16日付 技第483号）

(3) 請負者は工事完成後に実施する工事コスト調査に協力しなければならない。

・島根県工事コスト調査実施要領

(平成 21 年 7 月 31 日付 技第 257 号)

(4) 本件工事の工事成績評定点が 70 点未満であったときは、工事成績評定通知の日の属する年度及び翌年度において、島根県が発注する工事の入札に参加することができなくなる。

ただし、工事完成が 3 月 31 日までで、工事成績評定通知が翌年度の 4 月 1 日以降となった場合は通知した日の属する年度だけを対象とする。

なお、入札に参加することができなくなる期間は、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第 17 条第 2 項の規定により延長する場合がある。

(5) 島根県公共工事品質証明実施要領（平成 20 年 1 月 11 日付 技第 550 号）の対象工事とする。

19 積算疑義申立て

入札参加者は「島根県建設工事の入札執行に係る積算疑義申立に関する試行要領」の定めるところにより、発注者の積算内容の確認を実施し、積算に対する疑義がある場合は、疑義の申立てを行うことができる。なお、下記の期間を経過した後の県の積算内容及び入札中止、落札決定についての疑義は認めないものとする。

(1) 入札参加者が金入り設計書の開示を希望するときは、開札日から起算して 2 日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後 3 時までに、発注者へ開示を申し出ることができる。

(2) 入札参加者が金入り設計書を確認し、発注者の積算内容に疑義があるときは、開札日から起算して 3 日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後 3 時までに、発注者へ積算疑義の申立てることができる。

(3) 発注者は積算疑義の申立てを行った者に対し電子メールにより回答する。入札を継続する場合は、落札決定後に、入札情報サービス（PPI）により回答を公表する。また、入札を中止する場合は、島根県ホームページにより回答を公表する。

(4) (1)、(2) による申し立ては下記メールアドレスにて行うこととし、電話にて担当部局に着信確認をおこなうこと。

メールアドレス：keiyakugyoumu-matsue@pref.shimane.lg.jp

(5) 島根県 HP：「建設工事の入札執行に係る積算疑義申立について」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/sekisanngigimousitate.html

20 その他

(1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(2) 落札決定通知後、7 日以内に契約を締結すること。

(3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2 次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。

(4) 受注者が上記（3）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に参加し、発注

者が加入を確認した場合はこの限りではない。)

- (5) 請負代金内訳書(工事費内訳書)への法定福利費の明示の取り組み(令和2年8月18日付土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」)に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること(行挿入により、その他の項目を追記すると工事費内訳書の無効事由に該当します。)。
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

上記取り扱いの詳細については下記ホームページへ掲載しているので、確認すること。

「島根県発注工事における社会保険加入促進対策について」

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/

- (6) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (8) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。